

## 大阪版認定農業者制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成19年大阪府条例第72号。以下「条例」という。）第11条に基づき、府民へ新鮮で、安全安心な農産物等を安定的に供給することを目指し、農業生産の主力となる農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等が作成した農業経営計画を認定することについて、必要な事項を定める。

### (認定の対象者)

第2条 条例第11条に規定する認定を受けることができるものとは、大阪府内において農業経営を営むもの又は委託を受けて農作業を営むものとする。

なお、団体（法人含む。以下同じ）にあつては、その名称、代表者、構成員、事業目的及び活動内容が明確なものとする。

### (認定申請書に記載すべき事項)

第3条 農業経営計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 申請する農業者の住所、氏名、生年月日及び連絡先（団体の場合は、主たる事業所の所在地、団体名、代表者氏名、設立年月日及び連絡先）
- 二 農業経営、農産物の出荷、販売先、農作業受託、農業従事日数等の現状及び5年後の目標
- 三 前号の目標を達成するために取るべき措置

### (農業経営計画認定申請の手続き)

第4条 申請手続きは、次のとおりとする。

- 一 申請者は、別記様式第1号の認定申請書に必要書類（団体のみ）を添付し、知事あて申請するものとする。
- 二 当該申請書の受理は、原則として次に掲げる場所において行う。
  - ア 個人の場合にあつては、住所地のある市町村
  - イ 団体の場合にあつては、主たる事業所の所在地がある市町村
- 三 知事は、農業経営計画の認定にあつては、大阪府附属機関条例第2条で設置している大阪府農業経営計画認定審査会に諮問するものとする。

### (認定基準)

第5条 申請された農業経営計画が、次に掲げる各号のいずれにも該当すると認められる場合に認定を行うものとする。

- 一 計画に記載されている5年後の目標が、次のアからウのいずれかであること。
  - ア 大阪府認定経営強化型農業者 原則として農業経営基盤強化促進法第6条第1項

に基づく基本構想が定められていない市町に住所地又は主たる営農地を有する農業者であって、同法第5条第1項に基づく基本方針において定めた主たる従事者一人当たりの年間農業所得金額及び労働時間の目標を上回ること。

また、農業経営基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画は、第一項のアの認定（大阪府認定経営強化型農業者）を受けた農業経営計画とみなす。

イ 大阪府認定地域貢献型農業者 自ら生産した農産物又はそれを主たる原材料として自ら製造した加工品等を大阪府内へ出荷又は販売し、それに係る年間収入額が50万円以上であること。

ただし、年間収入額が50万円未満であっても、認定申請書の認定時点において、大阪エコ農産物認証制度に係る生産計画の認定を受けている場合についてはこの限りでない。

また、農業経営基盤強化促進法第十四条の四第一項の認定を受けた青年等就農計画は、第一項のイの認定（大阪府認定地域貢献型農業者）を受けた農業経営計画とみなす。

ウ 大阪府認定地域営農組織 団体構成員が生産した農産物又はそれを主たる原材料として自ら製造した加工品等を大阪府内へ出荷又は販売し、それに係る年間収入額が、農業者数に50万円を乗じた金額以上であること。又は、農業経営を営むものを支援することを目的として、生産過程における基幹的な農作業を、年間30a以上(延べ面積)受託すること。

二 前号ウの大阪府認定地域営農組織にあつては、原則として直近1年間に農産物の販売実績又は基幹的な農作業の受託実績があること。

三 経営規模、生産方式、経営管理方法及び農業従事の態様等の各事項を総合的に見て、目標を達成するために取るべき措置として適当であること。

四 計画に記載されている目標を5年以内に達成することが確実と認められること。

(認定の時期等)

第6条 認定の時期は、毎年3月と9月とし、当該認定申請の受付は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 9月に認定を受けようとする場合にあつては、同年4月1日から7月10日の間

二 3月に認定を受けようとする場合にあつては、前年10月1日から同年1月10日の間

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定から5年間とする。

(認定の名義)

第8条 認定の名義は、個人の場合にあつては農業者名、団体の場合にあつては、団体名とする。

(認定書の交付)

第9条 知事は、農業経営計画を認定した場合は、申請者に認定書を交付する。

2 申請者が、交付された認定書を滅失・紛失した場合、もしくはその他の事由により未受理の場合は、別記様式第2号により、認定書の再交付を申請することができる。

3 知事は、前項の申請があつたときは、認定書を再交付する。

(農業経営計画の変更等)

第10条 認定を受けたものが、農業経営計画を変更しようとする場合は、再度、知事の認定を受けなければならない。ただし、以下の軽微な変更については、別記様式3号の農業経営計画変更届出書を知事あて届け出するものとする。

一 団体において、代表者及び構成員を変更する場合

二 住所、氏名又は電話番号等を変更する場合

2 知事は、認定を受けたものが不正の手段により当該認定を受けたとき若しくは農業経営計画に従って目標達成するための措置を講じていないと認められた場合は、条例第12条第2項の規定によりその認定を取り消すことができる。

(支援措置)

第11条 知事は、認定を受けた農業経営計画の目標が達成できるように、栽培技術の指導や優先的な農地の斡旋など様々な支援措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。